

平成 23 年第 18 回

札幌市教育委員会会議録

平成23年第18回教育委員会会議

1 日 時 平成23年11月7日（月） 10時30分～10時52分

2 場 所 S T V北2条ビル4階 教育委員会会議室

3 出席者

| | | |
|--------|-----|-----|
| 委員 長 | 山 中 | 善 夫 |
| 委 員 | 臼 井 | 博 |
| 委 員 | 西 村 | 真 理 |
| 委 員 | 池 田 | 光 司 |
| 委 員 | 北 原 | 敬 文 |
| 教育次長 | 町 田 | 隆 敏 |
| 生涯学習部長 | 長 岡 | 豊 彦 |
| 学校教育部長 | 金 山 | 正 彦 |
| 教育推進課長 | 蓮 実 | 一 郎 |
| 教職員課長 | 池 戸 | 和 俊 |
| 指導担当部長 | 池 上 | 修 次 |
| 庶務係長 | 宮 地 | 宏 明 |
| 書 記 | 川 畑 | 千 沙 |

4 傍聴者 4名

5 議 題

議題第1号 会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施等について

◎ 開 会

○山中委員長 それでは、これから、平成23年第18回教育委員会会議を開会いたします。

設楽委員からは、所用により会議を欠席する旨の連絡がありました。

本日の会議録の署名は、臼井委員と池田委員にお願いいたします。

◎ 議 事

◎議案第1号 会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施等について

○山中委員長 議案第1号について、事務局からご説明をお願いします。

○学校教育部長 学校教育部長の金山でございます。

私からは、議案第1号 会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施等についてご説明申し上げます。

平成23年10月13日付で、文部科学大臣から会計検査院による会計検査を踏まえた調査の実施等につきまして、指導がありました。その調査への協力及び文部科学大臣からの指導内容の範囲を超える調査の実施につきまして、ご審議をいただきたいと思っております。

調査の概要は、別紙1に取りまとめたところでございます。

資料の「調査概要」の1にありますが、今回の調査の目的は、「会計検査院による義務教育国庫負担金に係る検査の結果、義務教育費国庫負担金の算定に影響がある服務上の不適切な事態が見込まれることから、文部科学大臣が北海道知事及び北海道教育委員会に対して、全道的な調査の実施を指導し、その結果報告を求めるもの」でございます。

文部科学大臣の指導による調査方法、調査対象、対象年度、調査内容は、資料の2から5に書かれているとおりでございます。

札幌市教育委員会は、資料の「市教委の対応」の2にありますとおり、「北海道が実施する調査に協力をする」よう文部科学大臣から指導されているものでございます。つきましては、札幌市教育委員会としても、北海道教育委員会と連携・協力を図りながら、適正かつ円滑な調査の実施に努めてまいりたいと考えております。

次に、調査範囲の拡大についてでございます。

別紙2をごらんいただきたいと思っております。

文部科学大臣から指導された内容のうち、調査対象者は今回の会計検査院実地検査の対象となった以外の、道内すべての義務教育費国庫負担金の対象となる職員、調査対象年度は平成18年度から平成21年度とされておりました。しかし、北海道教育委員会は、北海道が給与を負担しているとの観点から、平成23年10月21日開催の北海道教育委員会会議で、文部科学大臣からの指導の範囲を拡大し、調査対象職員を義務教育費国庫負担金の対象となる職員に加えて、道立学校及び市町村立定時制高等学校等の職員まで拡大して調査を実施すること、調査対象年度を平成22年度まで拡大して実施することについて正式に決定いたしました。

そこで、札幌市教委として、この点についてどのように対応するかでござい
ますが、「市教委が範囲を拡大する理由」をごらんいただきたいと思います。

まず、対象校の拡大についてでございます。

市立幼稚園及び定時制を含む高等学校の給与負担者は札幌市であり、これら
に勤務する職員については、北海道が実施を決定した観点、すなわち、給与負
担者が北海道には該当しませんが、勤務条件は北海道学校職員の勤務時間、休
暇等に関する条例を準用していることから、道内の同一勤務条件にある職員と
して服務上の観点から、市立幼稚園及び高等学校についても道教委と同様に調
査を実施することが適当であると考えるところでございます。

なお、市立幼稚園及び高等学校に係る調査実施主体はあくまで札幌市教育委
員会ですので、道教委の関与はございません。

また、対象となる職員は、義務教育費国庫負担金の対象とされる職員の範囲
と同一とさせていただきたいと思います。

次に、調査対象年度が平成22年度まで拡大することについてでございます。

今回の調査は、北海道教育委員会が文部科学大臣の指導に基づき、地方教育
行政の組織及び運営に関する法律第53条第1項の規定により、市町村教育委員
会が管理、執行する教育に関する事務について必要な調査を行うものであり、
札幌市教育委員会はこの調査に格別の協力をするよう指導されているところで
ございます。

したがいまして、札幌市教育委員会としましては、北海道教育委員会が調査
対象期間の拡大を決定したことに従って、調査を実施するものでございます。

私からの説明は以上でございます。ご審議をよろしく申し上げます。

○山中委員長 ありがとうございます。

では、ご質問などありましたらお願いします。

○池田委員 我々の零細企業では日報というものをほぼ毎日提出、管理してい
るということになるのですけれども、先生たちには日報みたいなものは、何時
から何時まで何の仕事をして、何時から何時まで何の仕事をしたというような
ものはないのですか。

○学校教育部長 そういうものは、実際はございません。

○池田委員 そういう必要性みたいなものはあるのでしょうか。

○学校教育部長 学校全体で学校日誌というものを書いておりますけれども、
先生方一人一人について細かく書いているものはございません。

○山中委員長 ただ、いつ勤務を開始して、いつ終わったということはわかる
ようになっているのでしょうか。

○学校教育部長 基本的には、朝、出勤をすると、出勤簿に押印します。途中、
外勤等、あるいは年休等の場合には、その旨を申し出て、先ほど言いました学

校日誌にその旨が書かれることになります。

○池田委員 タイムカードはないのですね。

○学校教育部長 ないです。

○池田委員 それは、何か理由があるのですか。目的は達しているのでしょうか。

○学校教育部長 特に、タイムカードを導入云々ということについては論議されていないと思います。

○北原委員 教育というのは、具体的にこのための業務であるというのはなかなか特定しづらい部分がありまして、子どもたちと談笑する場合も、子どもたちの関係を築いていく上で大事なことですけれども、では、その時間はどの時間と記録するのか、あるいは、先ほども言ったとおりいろいろなことがあります。そういう意味で、勤務時間を時間で具体的に管理するのは難しい仕事でもあります。そういう意味で、超過勤務等についても、具体的に超過勤務を時間で計るということではなく、一律4%を支給するという形で行っているのは、その時間管理の難しさから来ているものだと私どもは理解してございます。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。どうぞ。

○西村委員 札幌市が範囲を拡大して調査するということだったのですけれども、高校と幼稚園が入るといってお話です。この調査自体は札幌市が道教委と同じものを行うということで、報告は道教委にするのですか。調査したものの報告はどちらにするのですか。

○教職員課長 今の段階では、特に幼稚園、高校については道教委から報告を求められているものではありませんので、これは札幌市の方で調べるということになります。もし求められれば報告することはやぶさかではありませんけれども、現段階では特に報告を求められているものではありません。

○西村委員 札幌市で報告しないということであれば、何か疑わしきものがあったときにはどうしようというお考えですか。

○学校教育部長 どういう内容が出てくるかというのはこれからの調査になりますので、今の時点で、こういう場合、こういう場合というふうに考えているところではありません。

○山中委員長 文科省からの指導という関係で考えても、この対象を拡大した部分については、文科省から道の調査に協力するようという指導の範囲から外れているわけですね。

○学校教育部長 はい。

○山中委員長 そういう意味では、全く独自の権限と独自の判断による調査になるのですね。

○学校教育部長 そうということです。

○山中委員長 ほかにいかがですか。どうぞ。

○臼井委員 そうしますと、道教委では特別な協力ということなのですが、特別な協力とセットしてそれを道教委に報告ということを含んでいるものと解釈されるのですが、その結果報告は含んでいない格段の協力ということなのでしょうか。

○学校教育部長 今回の時点では、先ほど課長の方からお話がありましたように、道教委の方に報告を求めているというふうには考えてございません。ただ、具体的な調査の内容がこれから道の方から来ますので、それを十分勘案したいというふうに思っています。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

○池田委員 実際に、時間管理の中で、我々零細企業がみんな悩んでいるのは、例えば事前の仕様を作ったり、いろいろなことをどの場面ですか、あるいは、そういういろいろな作業の仕事がどういう名称なのかということがとても大事なのです。例えば、生徒の面談ということなのか、生徒の交流ということなのか、どういう種類のお仕事と言ったらおかしいですけども、多種多様にわたると言いながら、仕事の領域を、こんなことはこういうふうに表現して、こういう仕事をやったと言えるような機会になるような調査ということも一つの手ではないかと思っています。

例えば、試験問題をつくるのは、例えば試験準備時間とか、ちょっとわかりませんが、それが全道同じような仕事の名称になっていくようなあり方はこれから大事ではないかと感じます。私どものような中小零細企業は、そういうことの積み重ねで、仕事が「見える化」されてきて、方針も見えてきます。いわゆる弱点も、いいところも見えてくるのです。そういう分析に使えるという意味で、この機会にそんなことも少し分析するようなあり方についても調査することが大事なのではないかという気がしております。

現実的には、そういう調査は難しいでしょうか。

○学校教育部長 教員の仕事の中身が非常に多岐にわたっていますし、それから、実際に事務処理だけではなく、先ほども教育長から話がありましたけれども、子どもとの関わり、あるいは保護者とのかかわりの中身が非常に多岐にわたりますので、それを整理することはやぶさかではないと思うのですが、すべて整理し切れるかとなると非常に難しいかと思えます。

○山中委員長 今、池田委員がおっしゃられたことは、今回の調査との関係とは別の問題ですね。

○池田委員 そうですね。この件について感じたこととといいますか、この機会にそういうことも考えてみる価値があるのではないかという気がしました。

○北原委員 過去に、教職員の超過勤務が実際にどの程度なのかということに

ついて調査したことがありますけれども、そのときには、どういうことでどれぐらいの時間がかかっているかという調査は過去にしたことがあります。そういった流れの中で、池田委員が指摘されている部分については、一定の整理はつけていたかと思います。今、委員長がご指摘のように、今回の調査そのものは服務上の不適切さ等についての調査ですので、改めて、管理としては別に考えていただきたいと思います。

○山中委員長 それから、教員の負担が過重であることとの関係などで、どういう業務がどういう目的で行われていて、ここはもう少し考え直した方がいいのではないかということを考える上でも、池田委員のご指摘は検討対象になるかと思います。今回の調査とは直接関係ないことなので、これとは別だけれども、ご要望があったということにさせていただきたいと思います。

ほかにいかがでしょうか。

○西村委員 スケジュール的なことをお伺いしたいのですが、たしか、新聞によると、道教委は来年8月までにこの調査をまとめたいということだったのですけれども、もちろん札幌市もそれに間に合うように資料を提出すると考えているのですね。

○学校教育部長 具体的に、まだ道教委の方からそういう細かいものは来ていませんけれども、当然、道教委と協力連携してやる必要がありますので、その辺のところは協力しながらやっていきたいと思っています。

○西村委員 ということは、道教委から来たら、それに間に合わせるようにこちらも頑張るといふ形ですか。

○学校教育部長 はい。

○山中委員長 ほかにいかがでしょうか。

範囲を拡大した関係の部分は、今の日程的なものと別だということではなくて、それもあわせて、同じような日程の中でやっていこうということですか。

○学校教育部長 今の時点では、同じような形で考えております。

○山中委員長 いかがでしょうか。

格別な協力をということですので、それにあわせて調査の範囲を拡大することの是非という問題かと思います。

特に、ご異論はございませんか。

(「異議なし」と発言する者あり)

○山中委員長 それでは、議案第1号につきましては、事務局からのご提案どおり、調査に協力する、そしてまた範囲をもう少し拡大することに決定をさせていただくことにいたします。

議案は以上で終わりましたけれども、本日の教育委員会会議について、委員の方からそのほかに何かございますでしょうか。

(「なし」と発言する者あり)

◎ 閉 会

○山中委員長 特にないようでございますので、以上で平成23年第18回教育委員会会議を終了いたします。